会 議 記 録

会議名称	平成 28 年度第 1 回 杉並区災害時要配慮者対策連絡協議会
日 時	平成 29 年 3 月 22 日 (水) 午前 9 時 59 分~午前 10 時 53 分
場所	中棟5階 第3・第4委員会室
委員出席者	小林義明、有坂幹朗、遠藤雅晴、清水汎、渡邉泰次(鹿野修二 代理)、明石文子、立入聖堂、濱野實、藤枝宏友、戸嶋哉寿男、根本尚之、小峰陽子、清水豪、三村豊(小川美奈 代理)、松見光、福川康、深山幸治、河野俊義、伊藤潤、堀井昭夫、鬼崎裕一、寺嶋実(以上敬称略)
幹事出席者	習田由美子、堀川直美、出保裕次、笠真由美、清水泰弘、青木則昭
委員欠席者	小林三郎、秋澤博之、大澤俊、山田滉、小林善和、高橋博、藤田洋二 (以上敬称略)
会議次第	1 会長挨拶 2 新委員紹介 3 議題 (1)災害時要配慮者対策に関する平成 28 年度検討のまとめ ①震災時における要配慮者の搬送に関する支援について ②医療依存度の高い在宅療養者の支援について ③福祉救援所の情報交換・連絡体制等について (2)平成 29 年度検討の課題について 4 その他 (1)災害時要配慮者対策事業に対する区の取組状況 (2)その他
資 料	○杉並区災害時要配慮者対策連絡協議会委員名簿 (平成 29 年 3 月 22 日現在) 資料 1 災害時要配慮者対策に関する平成 28 年度検討のまとめ (別紙 1~5) 資料 2 平成 29 年度検討の課題 資料 3 災害時要配慮者対策事業に対する区の取組状況 (平成 28 年度) 参考資料 知っておきたい!「災害への備え」(平成 29 年度版)

保健福祉部管理課長

おはようございます。それでは、定刻になりましたので、まだお一方お 見えになっておりませんが、平成28年度第1回杉並区災害時要配慮者対策 連絡協議会を開催したいと思います。

それでは、初めに会長からご挨拶をいただきたいと思います。

会長

皆さんおはようございます。本日はちょっと風がありまして寒いところ をご参集いただきまして、大変ありがとうございました。

毎年毎年、第一部会、第二部会のほうでそれぞれ具体的な検討をしていただきまして、また、その検討結果に基づきまして、常に実践的な訓練をさせていただいているということで、大変有効な会議の形態をとっていると考えているところでございます。

さらに、本日は28年度のまとめが出ますので、それにつきましての新しい考え方が出ますので、それに基づいて、各方面で、それぞれ実践的な訓練をしていただければ大変助かるというふうに思ってございます。

3.11から既にもう6年ということでございますので、さまざまな部分で若干風化するような傾向もないとは言えないこの時期でございますので、さらに杉並区におきましては、災害の要配慮者対策を強めてまいりたいと考えておりますので、福祉関係の施設の皆様、それから町会の皆様、民生委員の皆様、それぞれ地域の方々が一体になりまして、この実を上げてまいりたいと考えているところでございます。

きょうは、それが終わりますと、29年度にどういうことをさらに検討していくべきかということを、これまでの実績に基づいてそれぞれ事務局のほうで考えていると思いますので、さらに29年度に向けまして検討を進めてまいりたいと考えておりますので、これからも皆さんのご協力をよろしくお願いいたします。本日は大変ありがとうございます。

保健福祉部管理課長

ありがとうございました。

まず、今年度第1回目の会ということでございますので、新任の委員の紹介をさせていただきます。

まず、杉十小震災救援所運営連絡会の秋澤博之委員。本日はご欠席のご連絡をいただいております。

続きまして、訪問看護ステーション連絡会の小峰陽子委員。

委員

よろしくお願いします。

保健福祉部管理課長

続きまして、杉並消防署地域防災担当課長の深山幸治委員。

委員

深山です。よろしくお願いいたします。

保健福祉部管理課長

続きまして、杉並警察署警備課長、伊藤潤委員。

委員

伊藤です。よろしくお願いします。

保健福祉部管理課長

荻窪警察署警備課長の堀井昭夫委員。

委員

よろしくお願いします。

保健福祉部管理課長

続きまして、今度は杉並区の職員になります。 杉並区保健福祉部長の有坂委員。

副会長

有坂です。よろしくお願いします。お世話になります。

保健福祉部管理課長

杉並区総務部危機管理室長の寺嶋委員。

委員

はい、寺嶋です。どうぞよろしくお願いいたします。

保健福祉部管理課長

あわせて事務局も体制が変わりましたので、ご紹介いたします。 担当の宮城係長です。

事務局

宮城です。どうぞよろしくお願いします。

保健福祉部管理課長

保健福祉部管理課長の習田と申します。よろしくお願いいたします。 それでは、これ以降の進行を会長にお願いしたいと思います。よろしく お願いいたします。

会長

はい。それでは、最初お話しさせていただきましたとおり、本日は平成 28年度の検討のまとめということでございまして、第一部会からまず始め させていただきます。

資料1をごらんいただきたいと存じますが、第一部会の検討内容につきまして、それぞれ①から③まで事務局のほうで説明をお願いいたします。

事務局

はい。それでは、事務局の私のほうからご説明をさせていただきます。 まず資料1に、第一部会の検討内容それから第二部会の検討内容という ふうに1、2で記載をしているのですけども、今年度につきましては、第一 部会、第二部会とも同じ内容の議題で検討したと。本来であれば、第一部 会は日ごろからの備えであるとか震災救助の役割、第二部会が民間事業者 との協働や連携体制というふうに、一応、役割が分かれているのですけれ ども、今回、議題としては両方の部会にかかわることだということで、同 じ内容の議題で、検討を進めてまいりました。

では、①の震災時における要配慮者の搬送に関する支援についてということでご説明をさせていただきます。

まず、資料が別紙1、別紙2、別紙3というふうに、指針を三つお示ししているところです。

別紙1の平常時の備え・安否確認編。これは、今まで既に発行しておりました黄色い冊子ですね、これのコピーでございまして、既に皆様にお示ししている指針です。

それから、別紙2が、資料として部会の中で検討した搬送編まで含んだ 新たな指針でございます。 別紙3がそれの合体版ということで、この別紙1の指針につきましては、まだ内容自体生きているのですけれども、「要援護者」という言葉を使っていたりですとか、システムをこれから構築するというような表現の文章も含まれておりますので、そういったところも修正を加えて、最終的に冊子として発行する際は、この別紙3のように合体版として発行したいと事務局のほうで考えております。

なので、別紙3の合体版を使ってご説明をさせていただきたいと思います。

まず4ページまでは、これまでの26年5月に定めた指針の内容をそのまま転記してございます。災害前の備えというところですね。

今回、議題として第一部会、第二部会でご協議いただいたのが、災害が発生した後の安否確認から搬送までの流れということで、5ページ以降を中心にご説明させていただきます。

まず、4、「災害が発生した場合(安否確認と要配慮者の搬送を中心に)」というところで、(1)の災害時要配慮者の部分なのですけれども、③で「自宅以外の病院又は親族宅などに自主的に避難した場合、

「(仮称)安否確認連絡シール」を貼るなどして、介護事業者や訪問看護事業者など日常的に支援を受けている事業者等へ避難先を連絡します」ということで、この安否確認連絡シールというものが、その次のページ、6ページの上部のほうに見本をお示ししてございます。

これは、これまでの指針も、安否確認連絡シールというものを提示していたんですけれども、それは基本的には安否確認した方が使うものとしてお示ししておりました。ただ、本人が自主的に避難した場合も、ライフライン、例えば電話などが途切れていた場合には、こういったシールとかを活用して連絡する必要もあるのではないかということで、このシールをご本人が使うこともできるような、汎用性を高めたようなものにして、今回ご提示してございます。

6ページの上部の見本を見ていただけると、記入者というところで、本人か家族、事業者、震災救援所というふうに、ご本人も記載できる、また、最初に安否確認に来られた方が記載することもできるというふうな形のシールにしております。で、この連絡先というところが、いわゆる避難した先、今いるところという形で使用していただければと考えてございます。

引き続きまして、震災救援所の役割というところで、5ページの下の部分ですね、②-2の安否確認の際、ここも安否確認連絡シールを利用すると。安否確認に最初に来られた方がそのシールを貼って、ご本人がどこにいるかを、後から来た方にもわかるように連絡するためのシールとして使うということにしております。

また、その次のページになりますけれども、④の、要配慮者を自宅から 避難させなければならないような事態の場合、ご本人を連れていくのと同 時に、冷蔵庫の中に入っている救急情報キットと、これもあわせて持って いくというような形に内容を変えてございます。

また⑥ここには、リヤカーや車椅子の活用やボランティアによる対応、 こういったことも必要だということで、指針の中に加えてございます。 引き続きまして、7ページをごらんください。(3)ということで第二次救 援所の役割をお示ししてございます。

②に、震災救援所から搬送されてくる方が原則という文言を追加させていただきました。これは次に説明する福祉救援所もそうなのですけれども、直接第二次救援所や福祉救援所に行かれてしまうケースもあることも考えられますので、あくまでも最初に避難するのは震災救援所であって、第二次救援所や福祉救援所は、そこでの生活が困難な方や、特別な配慮を要する方を震災救援所から搬送するという流れで考えておりますので、「原則として震災救援所から搬送されてくる方の利用」という言葉をつけ加えてございます。

それから、(4)の福祉救援所の役割。これも同様で、先ほど第二救援所と同様、震災救援所から搬送されてくる方が原則という言葉を加えております。また③に、閉鎖する時期につきましては区と協議して決定するというような文言も加えてございます。

それから、次のページ、8ページの(5)民間事業者の役割につきましては、これは丸々新規で加えたものでございます。震災救援所と連携して情報提供を行っていただいたり、震災救援所と連携して避難者の受け入れを行っていただいたりとか、そういった、連携して対応していただくということを記載して、お示ししているところでございます。

それから、9ページ、(6)の区の役割ですね。ここには、もう既に災害時要配慮者システムが構築されておりますので、校務パソコンを使用して要配慮者支援システムへの入力をすることとか、全救援所でその情報を共有するというような文言を加えて、新たに整理してございます。

次のページ、10ページと11ページにつきましては、これまで同様、用語の解説として、必要に応じて詳しく記載したり、これまでの表現を少し改めて、整理させていただいたところです。

①の議題については以上でございます。

会長

はい。ありがとうございました。

ただいま説明がありましたのは、震災時における要配慮者の搬送に関する支援という項でご説明をいただきました。

これまでで何かご質疑等ございましょうか。よろしゅうございますか。

(なし)

会長

はい、また、後で何か気がつきましたらお願いをしたいと思いますが。 続きまして、②の医療依存度の高い在宅療養者の支援について、よろし くお願いします。

事務局

はい。それでは、引き続き私のほうから説明をさせていただきます。 別紙の4をごらんください。医療依存度の高い在宅療養者の支援につい てという資料でございます。

これの1番が、たすけあいネットワーク登録者の現在の状況でございます。3月6日現在、避難行動要支援者が2万6,628名、たすけあいネットワークの登録者が9,762名ということで、このたすけあいネットワーク登録者9,762名のうち、2に医療機器等の利用者の状況ということで、医療機器等を使われている方の内訳を記載してございます。①の酸素吸入装置を使わ

れている方が89名、②の在宅人工呼吸器を使われている方が25名、③の透析器加温器を使われている方が32名、④の電気式痰吸引器を使われている方が40名ということで、このたすけあいネットワーク登録者の内数として掲載してございます。米印にあるとおり、1人で複数の機器を使用している場合もございますので、あくまでも実数ということでお考えください。

これらの方々に災害が起こったときに実際にどういった支援が必要になるか、これがこれまでの課題にもなっておりまして、それぞれの行の黒い四角で災害時の留意事項ということで、酸素吸入器を使われている方は酸素ボンベや電源の確保が必要となる。また、在宅人工呼吸器を使われている方は電源の確保。それから、透析器加温器を使われている方は同じく電源の確保。また、食事についての塩分を控えるなどの配慮も必要となってくると。それから、④の電気式痰吸引器を使われている方は同じく電源の確保が必要になってくるということで、これに対して、今年度、区の対応状況として、今年度予算で、酸素ボンベ、それから小型発電機、足踏み式痰吸引器を購入して、荻窪、高井戸、高円寺の3保健センターに配置するということで、今その準備を進めているところです。

購入自体は今年度行ったわけですけれども、実際に災害が起こったときにそれらの機器をどういうふうに貸し出したりするか、貸し出す際にも、どういった手続とかどういった流れでするか、そういったことが今後の課題となってくるというわけですけれども、保健センターにつきましては、あくまでも貸し出しをすることが役割となっていて、避難所として受け入れを行うものではないということだけはご留意いただければと思います。

今後の課題等ということで、先ほど申し上げたとおり、貸し出しのやり方とか支援の仕方、それから、こういった機器を各保健センターで、常備していますよということの区民のへの啓発やPR、こういったことが今後の課題になってくるというふうに考えております。

②の議題につきましては以上でございます。

会長

はい。ありがとうございました。医療依存度の高い在宅療養者の支援についてのまとめでございます。ご質疑はありましょうか。

これ、今年度予算で買うのは3種類だけれど、これは幾つずつ。10個ずつ買うわけ。

事務局

これは主管が健康推進課になりますので、ちょっとかわります。

健康推進課

おはようございます。健康推進課の藤原と申します。

数量につきましては、まず酸素ボンベについては、3カ所の保健センター全部で30本。それと小型発電機、こちらが10台。同じくバッテリーからの充電器、いわゆる車からの変圧器ですよね。こちらのほうも15台。足踏み式の吸引器、これは電気が使えなくなった場合、手動で行うというものなんですけど、これが15台。

以上のものを、保健センター3カ所に散らばらせて、準備しているところでございます。

会長

ありがとうございました。

何かご質疑がありましたらお願いをしたいと思いますが。

委員

質問じゃないんだけど、以前に、防災倉庫の中に酸素ボンベが置いてあったんですね。ところが、防災訓練をやるときに消防署が来て、それを使おうと思ったら、中が空っぽだったんですね。もう大分前のことになりますけど。だから、その辺のところも、よく気をつけていただきたいと思います。よろしくお願いします。

会長

防災課の人がいるのかな。危機管理。はい。

防災課

防災課の田村です。よろしくお願いします。

防災課のほうでは、特に酸素ボンベは今まで備蓄していたことはございませんので、多分別の関係のもの、医療救護の関係で保健所のほうから配付されていたものだと思いますが、今現在、もうございませんので。はい。また別の対応という形になると思います。

会長

わかりました。

では、ほかにはございましょうか。よろしゅうございますか。

(なし)

会長

また、何か気がついたら、後でよろしくお願いをしたいと存じます。 それでは、次に、福祉救援所の情報交換・連絡体制等につきましてご説明をいただきたいと思います。

事務局

はい。それでは、引き続きましてご説明をさせていただきます。

別紙の5をごらんください。「「(仮称) 杉並区福祉救援所連絡会」の設置について(案)」ということで資料をお示ししてございます。それに添付して、別紙5参考資料として、「福祉救援所の開設及び運営に関する協定【雛形】」という形で、参考資料を添付してございます。

この参考資料の裏側をごらんいただければと思うのですけれども、この協定書につきましては、民間の福祉救援所として指定させていただいた救援所とこれまで協定を結んでいるんですけれども、その施設の状況に応じては、若干条文の文言を変えたりしてございます。ただ、基本的にはこの雛形をたたき台にして、各福祉救援所と協定を結んでおりまして、基本的には、大体同じ内容になってございます。

今ごらんになっていただいている第7条2の「甲は、福祉救援所の効果的な運営に向け、平常時に以下の役割を担う」というところで、エですね、網掛けしている部分なんですけれども、「福祉救援所を含む要配慮者の支援を行う施設間の情報交換の場の設定」ということで、これが甲、区の役割として条文に明記されているわけなんですけれども、これまでこういった情報交換の場というものを設定してこなかったというのが実情でございまして、このたび、福祉救援所も大分数がふえてまいりまして、民間の施設も協定を結んでそれっきりというような、ちょっと言い方が悪いんですが、そういった状態になっている施設も実際にございますので、情報交換

を行ったりですとか意見交換をする場として、こういった連絡会を立ち上 げたいというふうに考えてございます。

別紙5の資料に戻っていただいて、目的としては、その運営に当たって 情報共有や意見交換を行う場、また、区からの依頼事項とか事務連絡をス ムーズに伝達するような場として、こういう連絡会を立ち上げたいという ふうに考えてございます。

参加メンバーとしては全福祉救援所。これは公立も含めることを今予定しておりまして、担当の職員の方にご参加いただければと思っております。

当面の協議事項、これはあくまでも予定ですけれども、訓練をまだされていない救援所もあるというふうに伺っておりまして、その訓練の方法であるとか、あとマニュアルですね、福祉救援所としてのマニュアルの作成、それから、備蓄品の管理や震災救援所との連携についての意見交換や情報交換を行いたいというふうに考えてございます。

開催頻度としては、年間二、三回程度。できれば、来年度早々、5月か6月ぐらいに第1回目を開催したいなというふうに考えておりまして、またご連絡を差し上げたいというふうに思っております。

事務局は保健福祉部管理課、私どものほうで担当いたしまして、必要に 応じて関係課の出席も依頼していきたいというふうに考えてございます。 以上でございます。

会長

はい。ありがとうございました。

そうすると、この連絡所の設置ということと、こっちの後ろについている雛形というのは、別段関係ないのかな。

事務局

そうですね、区としての役割が本来その協定上定まっていたところなんですけれども、これまで、ちょっとそういう場を設定してこなかったというところで、参考資料として添付させていただいた次第です。

会長

ああ、そうですか。はい。

じゃあ、早速、もう、これ、どういうふうにしてやるんですか、具体的に。例えば、その施設ごとに行ってやるのか、そのブロックの人に集まってもらってやるのかとか、全員集まってもらってやるとか、いろんなことがあるよね。各施設も昼間はだめなんでしょ。

事務局

はい。一応、今のところの考えでは一堂に会してもらおうというふうに 考えておりまして、時間的に昼間だと厳しいとか、そういう場合にはちょ っと時間を考えて、また夕方に開催するとか、その辺はご意見を伺いなが ら決めていきたいと思っております。

あくまでもこの連絡会は、こういった協議会のような、諮問するような場ではなく、意見交換とか情報交換を行う場というふうに考えておりますので、代表者じゃなくて担当する職員の方にご参加いただければいいかなというふうに思っております。

会長

はい、わかりました。

本件につきましてご質疑のある方は、お願いをしたいと思いますが。お願いします。

委員

ちょっとよろしいですか。

参考にお聞きしたいんですけど、後でご説明があるのかもしれませんが、資料3のところに別紙で福祉救援所一覧というのがついていて、今、福祉救援所の連絡会設置というお話がありましたけども、区のほうは、今後、福祉救援所という位置づけで、まあ、計画というか考え方として、どういう対象をどのぐらいにしていくという目安はお持ちなんですか。

事務局

はい。その一覧をごらんになっていただければと思うんですけど、今年度新規に指定したところが3カ所ございます。13、14の沓掛ホームとベネッセケアハウス今川、それから、通所施設8番のあけぼの作業所。これが、今年度2月15日付で新たに協定を締結して、新規に指定させていただいた救援所なんですけれども、今後の実行計画上で、29、30、31年度で2カ所ずつふやしていくという計画になってございます。

委員

はい。ありがとうございました。

で、例えばね、例えば平成29年度に、杉並区は保育園が、もうかなりの数ふえますよね。そういう保育園なんかは、妊娠中の方、赤ちゃんがいるご家族、そういう意味で要配慮者の中に入る場合もあるわけですよね。保育園なんかは、そういう計画の中には対象として考えていないということですかね。

事務局

福祉救援所として指定する施設としては、保育園は今のところは考えていないですね。特養であるとか障害者の施設であるとか、そういったところを中心にして指定していくという考えで、今進めています。

委員

ありがとうございました。

それで、いろいろ施設を見ると、結構特養も杉並区はたくさんつくっていて、今年度も来年度も新しい施設ができるんですが、それ全て、例えば特養であれば対象にしていこうとかいう考え方、あるいはこの一覧表を見ると、グループホームが入っていますね。老人保健施設も入っていて、例えばグループホームが、今、杉並区は25カ所から26カ所ぐらいにふえているんですよね。もう、去年ぐらいから随分ふえていて。そういう、いわば認知症の人がこれからふえていくという中で、上井草園グルップボエンデですか、これは認知症のグループホームではないかと思うんですが、こういったところも含めて、介護保険のいろんな施設もたくさんあるんですけど、1年に2カ所ですか、大体計画としては。その辺の考え方を、まあ、これは要望ですけど、きちんと区のほうでそういう考え方をまとめてというか、持って対応していただきたいなというふうに思います。要望です。

事務局

はい。エリアとか、あとは受け入れられる人数、そういったものを、一 応考え方の材料としてきたという流れが今までございまして、今後もなる べくあるエリアに偏らないような選び方、それから受け入れられる人数、 そういったものを考慮しながら指定していきたいと思っています。

会長

はい。ありがとうございました。 ほかにはございませんでしょうか。

(なし)

会長

はい。ないようでございますので、(1)の災害時要配慮者対策に関する 平成28年度検討のまとめについては、了承ということでよろしゅうござい ましょうか

(了承)

会長

はい。ありがとうございました。それでは、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、(2) 平成29年度検討の課題についてのご説明をお願いいたします。

事務局

はい。それでは、引き続き私のほうからご説明をさせていただきます。 資料の2、平成29年度検討の課題、A4横判になっている資料をごらんに なっていただければと思います。左側が平成28年度、今年度の検討課題、 それから29年度の検討課題が右側という形で、整理をしてございます。

先ほど私のほうでご説明させていただいたとおり、今年度は搬送に関する指針の作成を行いました。今度は搬送した後につきまして、避難生活をどういうふうに支援していくか、こういったところもまだ決めていない部分もございますので、平成29年度の課題として取り上げてございます。

まず第一部会では、災害発生後72時間以降の中長期それから復旧期の要配慮者に対する避難生活の支援。こういったことを部会の中でご協議いただければと思っております。

それから、これまでもいろいろとご意見が出されていたところなんですけれども、人的な支援体制ですね、マンパワーの確保。これが、いろいろとまだ詰め切れていない部分も多々ございまして、第一部会、第二部会それぞれでご協議いただきたいというふうに思っております。

それから、第二部会のほうでは、民間事業者との連携。これはもう引き 続きの課題になるんですけれども、情報共有や役割分担をどういうふうに していくか。もう少し細かいところまで詰めて、それぞれの役割分担や連 携の仕方についてご協議していただければというふうに考えております。

それから、先ほどの人的な支援体制ですね。これは民間事業者の方にも、当然のことながらご協力いただかなければ成り立たないと思いますので、専門職の方々の確保、そういったことも今後29年度の課題として取り上げたいというふうに考えてございます。

それから、両部会共通の課題としては、先ほどご説明しました医療依存度の高い在宅療養者の避難体制の支援につきまして、購入した機器等をどういったふうに貸し出したり、その機器の活用を促していくか。それから、医療的ケアが必要になった方についての緊急医療救護所や災害医療協

定病院、こういったところへの搬送や連絡の体制。そういったところについてももう少し突っ込んで、ご協議いただければと思っております。 以上でございます。

会長

はい。ありがとうございました。資料に基づきまして、第一部会と第二 部会の29年度の検討の課題について整理をしていただきました。何かご質 問ありますか、ご質疑等は。

こういう専門職等のマンパワーの確保って、どんな専門職が必要なのかちょっとわからないし、どこを相手にそういったことを交渉するんだろうなと思うんですけど、どんなところとなんでしょうかね。

事務局

これはまだ全然決まっていないことなんですけど、東京都でもこういう 職能団体と協定を結んで、広域的にマンパワーを提供していくというよう なことを今検討しているところでございまして、区としても、そういった ことを考えていかなければいけないというふうに思っております。

例えば福祉救援所についての応援であるとか、そういったことも今後検討していかなければならないのかなというふうに思っておりまして、ちょっとまだ漠然としたイメージでしかないんですけれども、民間事業者等から応援を依頼できるような体制を組めればいいなというふうに思っております。

会長

はい。ありがとうございます。

専門職といったって、それぞれ自分のところの仕事もあるだろうし、こっちまで来れるかとかということもあるだろうし、ボランティアといっても、なかなかこれは専門性が高い部分だから大変だと思いますが、いずれにしろ、これは、今年度、来年度検討でございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

ほかには何かございますか。よろしゅうございますか。

(なし)

会長

それでは、平成29年度検討の課題については、説明どおりで決定をさせていただいて、よろしゅうございましょうか。

(了承)

会長

はい。ありがとうございました。

それでは、最後になりましたが、その他につきまして事務局からお願い をいたします。

事務局

はい。それでは、その他、(1)の災害時要配慮者対策事業に対する区の 取組状況というところで、資料の3をごらんいただければと思います。こ れは今年度の区の取組状況についてまとめたものでございます。

まず1番のたすけあいネットワーク制度の状況ということで、先ほども お示ししていたところですけれども、29年の3月6日現在で、避難行動要支 援者が2万6,628人、地域のたすけあいネットワーク登録者数が9,762人、そのうちプランを作成している方が7,197名ということで、このプランをできるだけ100%に近づけたいという考えがございまして、昨年度からケアマネジャー・障害者相談支援専門員によるプラン作成を実施してございます。

で、今年度3月1日現在で30件の実績ということで、民生委員だけではプランの作成が難しい方につきましては、こういったケアマネジャーや障害者相談支援専門員によるプランの作成もできるようになったということで、プランの作成率を上げたいというふうに考えてございます。

それから、2番のたすけあいネットワーク未登録者に対する登録勧奨の 実施ということで、上記の避難行動要支援者のうち、たすけあいネットワークに登録している方がまだ9,700名余しかいないということで、そのネットワーク未登録者に対してご案内及び申込用紙を送付して、勧奨を実施してございます。

これは、毎年行っているものですけれども、今年度も1月20日に発送いたしまして、今のところ大体1,100件程度の新規の申し込みがございました。あとは、お亡くなりになられたり、施設のほうに入所されたり、病院のほうに入院されたという方で、登録を削除、抹消される方が300件程度ですね。大体毎年同じような状況で、3月時点では大体九千七百、八百というような登録者数として、これまで、推移しているところでございます。

それから、3番、各種研修の実施ということで、今年度、新任民生児童 委員の改選がございまして、新任民生児童委員に対して、100名程度いら っしゃったんですけれども、12月20日と3月1日に、たすけあいネットワー クの制度等について、研修を実施いたしました。

また、個人情報保護研修。これは震災救援所の委員としてなられる方につきまして毎年実施しているものですけれども、3月1日現在、9回開催して、105名の受講がございました。

それから、4番、GISを活用した災害時要配慮者支援システム運用ということで、今年度からシステムの運用を開始いたしまして、各震災救援所へも、紙媒体なんですけれども、これは昨年度から、要配慮者の自宅へどなたでも安否確認に行けるというような形で、地図データの配布をしてございます。

それから、今年度からそのシステムにつきまして、震災救援所で情報共有が図れるようになったということで、5番の震災救援所等における要配慮者対応訓練の実施の際に、(2)の校務パソコンによってシステムを立ち上げて、ダミーの安否確認の結果を入力したりとか、職員による操作訓練を実施しているところでございます。また各震災救援所では、(1)なんですけれども、立ち上げ訓練、これはもう毎年実施していただいておりまして、要配慮者に対する安否確認や搬送等の訓練を、震災救援所ごとに実施していただいているところです。

また、(3)のこども発達センターにおきまして福祉救援所の立ち上げ訓練を今年度実施いたしまして、私どもも事務局として参加してまいりました。

それから、6番の「知っておきたい!「災害の備え」リーフレット」発

行ということで、これは皆様の席上にお配りさせていただいておりますA5判の黄色い表紙の冊子ですね。これは今年度から配布を開始してございまして、今年度7,000部を配布する予定なんですけど、今お手元にお配りしているのは来年度の分として、ちょっと改正を加えたものでございます。この冊子につきましては来年度配布する予定で、これも7,000部発行する予定で、母子手帳の交付対象者に配るものの中の一つとして、配布をする予定でございます。

それから、7番の福祉救援所の新規指定ということで、先ほどもご説明いたしましたけれども、添付している別紙の一覧の入所施設の13、14、沓掛ホーム、ベネッセケアハウス今川、それから通所施設の8番、あけぼの作業所、この3カ所につきまして、今年度2月15日付で協定を締結いたしまして、現在22カ所、福祉支援所として指定してございます。で、来年度以降、実行計画に基づいて2カ所ずつふやしていくと、そういった予定になっております。

以上でございます。

会長

はい。ありがとうございました。 ただいまの区の取組状況等について、何かございましたらどうぞ。

委員

1番のたすけあいネットワーク制度の状況に関して、ちょっと二つお聞きしたいんですけど、一つはこの米印のところですね。個別避難支援プラン作成率向上のため、ケアマネ、障害者相談支援専門員。多分ケアマネと相談支援専門員というのは、ケアマネが区内200人くらいですか。それで、障害者相談支援専門員は数十名くらいいらっしゃると、活動していると思うんですが、これ、27年度からずっと積算して、今年度3月1日現在で30件なんですか。

事務局

これは今年度の実績です。今年度の4月から3月1日までで30件。で、平成27年度は60件ぐらいでした。

委員

で、今年度は30件というのは、何ていうか、事業計画としては、どういう評価なんですか。多い、少ない。

事務局

民生児童委員の方の負担軽減という考えもあって、このような制度を昨年度から開始しているんですけれども、基本的には民生児童委員さんは自分でやろうという考えで動いていただいていると思うんですね。なので、ケアマネや障害者相談支援専門員に頼らなくてもできたというような結果だというふうに考えておりまして、30件が多いか少ないかというのは少し微妙なところなんですけれども、そういった考えで、事務局としては認識してございます。

委員

来年度は、目標はあるんですか。

事務局

特に、このケアマネと障害者支援相談員による件数は上げようという考えではなくて、民生児童委員さんの負担をできるだけ軽減する、プラン作

成が難しい方についてはこういったやり方もあるよということを民生児童 委員の方に説明しているので、ぜひ活用してくれというお願いはしていま すけれども、この件数あげることが目標ではないと考えています。

委員

はい、わかりました。

委員

ちょっと補足しますけど、ケアマネと障害者相談支援専門員の協力を得て、民生委員が個別避難支援プランを作成しようといったのは、プラン作成率が少し減っていたので。民生委員だけでですね。それがあったので、ケアマネそれから障害者相談支援専門員も協力して一緒になってやろうということになったんです。ここ二、三年ぐらい、ちょっと様式が変わりまして、介護度の高い人が優先とか、障害度が重い人が優先とか、そういうことをちょっと明記するような形になりました。

私、まさにそうなんですけど、ことしは1,100件の、今、宮城さん言わ れた勧奨から登録をする方が出てきたということで私も今やっているんで すけど、真っ最中なんですけど、3件くらいあったんですけども、ほとん ど高齢者のひとり住まいの方が多くて、で、ケアマネもやっぱり書くよう な欄が今までなかったんですけども、この制度ができて、ケアマネが、名 前が出てきたんですね。で、何回電話しても連絡がとれない。ご本人に ね。手を挙げたご本人に連絡がとれないということがあったので、ケアマ ネさんのほうに電話したら、今、ショートステイしていますということ で、家の中で倒れているんじゃないかと心配もしていたんですけども、ケ アマネさんに電話したら、今はショートステイに入っていますから、この 日に帰りますからと。そういう協力ができる、本当にもう、手続代行者と いうことで、ご本人がひとり住まいであっても、代行者の方に連絡をとら ないと、もう、本人とは連絡が電話でとれないようなケースもあるわけで すね。そういったときは、ケアマネさんと一緒に行って、代行者の人も立 ち会ってもらって登録をする、支援プランをつくるというふうなケースも 出てくるかと思う。そのために、個々のケアマネとか障害者相談支援専門 員が一緒になってやりましょうというのを考えてくれたんですね。ですか ら、基本的には民生委員がみんなやるわけですけども、できないときには そういう協力をお願いしていると。ですから、今言われた、私も初めて 30件とか60件という話を聞いたんですけども、ちょっと少ないかなという 感じはします。

以上です。

委員

はい。ありがとうございました。

もう一つはたすけあいネットワーク制度のいわゆる対象者が2万6,628人いて、登録者数が9,760人。もう、もう一息で1万人なんですけども、これは、区としては大体どういう目標を立てていましたかね。まあ、何%くらいというような目標だったですかね。

事務局

実行計画上は1,000人くらいずつふえていくという計画にしています。 毎年、このネットワーク未登録者に対して勧奨を行っているところなんで すけど、大体同じくらいの新たな新規登録があって、削除される方、死亡 されたりする方で大体1万人行くか行かないかというのが毎年この時期の状況なんですね。

本当は避難行動要支援者2万6,000人全てが登録していただければ、区としては一番いいのかなというふうに思っているのですけども、やはりご家族がいたりとか、特に登録する必要がないというふうなお考えの方もいらっしゃいますので、もう少し、努力する必要があるのかなというふうには考えていますけれども、今のところ1万人までいかないというような現状になっているというところでございます。

委員

それで、所管は違うんですけど、高齢者在宅支援課のほうには、同じ助け合いの、いわゆる地域の目というのかな、たすけあいネットワークの仕組みで地域の目というのがあって、こちらは地域の手でしたっけ。そういう、いわゆる担当部局は違うけど、やはり助け合いという大きな目標の中では、連携していく余地があるのではないかなと。それがまた、未登録者に対する登録勧奨につながっていくような。まあ、そういうふうにも思うんですけど、そういう点はどうですかね。

事務局

これはまだ予定なんですけれども、来年度、おたっしゃ訪問の対象者に対して、いろいろ配付するものがあるんですけれども、その中にたすけあいネットワークのご案内のチラシですね、これを入れてもらうという形で、今、在宅支援課のほうにお願いして、そのように動いていただいているところです。私どものほうでそのチラシを刷り増しいたしまして、在宅支援課のほうにお渡しし、多分5月か6月におたっしゃ訪問で配るものの中にセッティングされるという形で、登録者をふやしていきたいなというふうに考えているところです。

会長

はい。ありがとうございました。 それでは、ほかにはございませんか。

(なし)

会長

それでは、本日の議題は、これでよろしゅうございますか。 以上でいいですね。

委員

お願いという形で、ちょっと発言したいんですが。

今、町会・自治会の高齢化というのが非常に進んでいるんですね。それで、それを何とか防ごうということで、いろんなイベントを立ち上げたり、それから加入促進講座を設けたり、いろいろ、町会連合会も頑張ってはいるんですけども、なかなかいい案が浮かんできません。

その中で、町連として今考えていることは、PTAの皆様方にこういう 震災救援所の中で協力してもらえないかということを今考えておりまし て、ちょっと二、三のPTAの団体に声かけしてみたんですが、余りいい ご返事が来ません。でも、これは何とかして若返りを図っていきません と、今後の町会・自治会そのものが、崩壊までは行きませんですよ、行か ないけれども、ますます弱体化してくるということが考えられますので、 その辺をぜひ、PTAにそのあたり、どういう形で協力して、する必要があるのかということを含めて、何か考えていただければありがたいなと思っております。

それで、井出教育長さんにもちょっとお話ししたことがあるんですが、これ、上からの目線ではなかなか難しいから、下から立ち上げてきてくれという話もあるんですが、なかなか下から立ち上げてくるのは難しいので、これはまた、皆さんとともに考えていかなきゃいけない問題じゃないのかなということで、これは一つ、提案として、きょう申し上げました。よろしくどうぞお願いいたします。

会長

はい。町連の会長さんからのお願いでございますので、事務局のほうで、ね、いろいろアイデアを出して、ご協力していただければ大変助かるというふうに思っています。

確かに、全国的にも、やっぱり町会というのはだんだんだんだん加入率が下がっているというようなことも出ていますので、杉並は、それを防止するためにも、ただいまのお話は有効だと思いますので、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、本年度の会議を、これをもちまして終了させていただきたい と思います。

第一部会、第二部会にそれぞれ所属なされた方は、これについての、 29年度の検討がございますので、よろしくご協力を賜りたいと思います。 本日は大変ありがとうございました。